平成２３年（フ）第５５１号
大阪府岸和田市中井町３丁目13番４―102号、前住所大阪府和泉市のぞみ野２丁目1264番地の14―102
債務者　秋山三枝子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８９号
大阪府泉佐野市南中岡本424番地の11―1101
債務者　中林　栄子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１４号
大阪府泉大津市東雲町14番65―913号
債務者　広瀬　毅之
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１５号
大阪府和泉市三林町1027番地
債務者　ロベルティ・マウリツィオこと　ＲＯＢＥＲＴＩ　ＭＡＵＲＩＺＩＯ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
大阪府和泉市小田町586番地の１－３―105、前住所大阪市東成区玉津２丁目17番18―202号
債務者　原田　　宏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１７号
大阪府和泉市池上町281番地の１　成光ハイツ101号
債務者　田原　　積
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
大阪府泉大津市式内町11番13―503号府営泉大津式内住宅
債務者　池田　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
香川県高松市松縄町24番地５　三松マンション207号
債務者　門脇　　宏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２４５号
香川県高松市国分寺町国分516―６　メゾンベールＡ棟101号室、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新居494番地３
債務者　平岡　良二
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６６号
香川県高松市三谷町4317番地28
債務者　遠藤　節子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９３号
香川県高松市東山崎町514番地　市営住宅水田団地44棟221号室
債務者　池田　一子（旧姓丸井）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９５号
香川県高松市香川町大野11番地５　レオパレスアーク209号室
債務者　朝山　博一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９７号
香川県高松市桜町１丁目７番５号―208号
債務者　岩崎　正典
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２４３号
長崎県長崎市桜馬場２丁目４番18―302号
債務者　松原由美子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
香川県坂出市新浜町３番22号
債務者　大西　久子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市新中野町２丁目19番８―202号
債務者　向井　康人
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３３４号
愛媛県東温市則之内甲1095番地５
債務者　相原　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所